

2023年6月15日

鈴木 史朗 長崎市長 殿

長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

厚労省追従を改め、住民の側に立った被爆対策への転換を求める要請書

2021年、当会は、広島「黒い雨」裁判の原告勝訴をうけて、長崎でも広島と同様に被爆未指定地域住民を救済することを求めて署名活動を行い、県内外から寄せられた21,301筆の署名を長崎県市、厚生労働省に提出しました。

その後、広島、長崎県市と厚労省との間で協議が進められましたが、残念ながら長崎県市の要望は入れられず、広島のみを救済する新しい被爆者認定方針が決定しました。

厚労省は「長崎に雨が降ったという客観的資料がない」という理由で長崎の被爆未指定地域住民への被爆者健康手帳の交付を拒み続けています。これが長崎を除外するための口実なのは明白です。

長崎県は専門家会議を設置、半年間に4回の会議を重ね、被爆地域以外で降雨があったとする客観的事実について、「実際に降雨があったことを示していると解釈できる」とする報告書を提出しました。しかるに長崎市は厚労省に追従し、「新たな広島の雨域を示すような事実・資料等が出てこない限り従来域を出ない」と同様の見解を繰り返すのみです。2012年に設置された「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」は10年以上経過するのに何等成果を出していません。

当会は、2021年12月28日に「長崎にも黒い雨が降ったとする客観的資料に関する意見書」を作成し、資料とともに田上市長（当時）に提出しましたが、没になったようです。そこで「長崎の雨域を示すような事実・資料」の存在を証明し、可視化すべく作成したのが「長崎雨地点のデジタルマップ」です。5月11日に当会ホームページで公開後大きな反響を呼び、本日までに3,000回を超える閲覧を重ねています。

被爆体験者も高齢化しています。残された時間はありません。長崎市におかれては、このデジタルマップを厚労省交渉の一助として活用し、これまでの厚労省追従を改め、住民の側に立った被爆対策への転換を求めるものであります。

以上